

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成27年 6月23日

住 所 広島県広島市安芸区船越南五丁目1番1号

氏 名 株式会社 タイヨー
代表取締役 元山 浩
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

広島市長 松 井 一 貴



許可の年月日	平成27年 6月23日	許可番号	第 J1046 号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	(施設の種類) 破砕施設		
	(処理する産業廃棄物の種類) 廃プラスチック類 (廃容器包装を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下 余 白		
設置場所	広島県広島市安芸区船越南五丁目2659番外13筆		
処理の能力	廃プラスチック類 55.68t/日(24H) [軟質プラスチック破砕機(日本シーム(株)CIM-1050)×2基]		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の実地検査を受けること。		
備考	規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 有		